

春の交通安全県民運動 4月6日(土)～15日(月)

機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。



運動期間中の重点目標

- ① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と、安全な横断方法の実践

- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ④ 飲酒運転の撲滅

①「子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と、安全な横断方法の実践」

入園・入学を迎える4月以降に幼児・児童の歩行者関連事故が増える傾向にあります。

横断歩道では、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。青信号で横断するときも、左右の安全を確認し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。また、夕暮れ時は、明るい服を着たり反射材を身に付けたりしましょう。

② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

令和5年に県内で起きた道路横断中の事故が1186件（前年比+97件）と増えています。その内692件が、横断歩道を横断中の事故です。

運転者は、横断歩道に横断者がいるときは、必ず一時停止して横断者を優先させ、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもつた運転に努めましょう。また、高齢運転者による事故も増えていることから、高齢運転者は身体

③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されますが、ほとんどが着用されず、令和5年中に県内で起きた自転車関連事故の死者数は12人（前年比+7人）と大幅に増えています。

自転車や電動キックボードに乗るときは、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。家庭や職場で自転車を利用するとときは、ヘルメット着用を呼びかけましょう。

県条例で、自転車保険の加入が義務となっていますので、自転車保険に必ず加入しましょう。

④ 飲酒運転の撲滅

令和5年中の飲酒運転の検挙件数は、県内で1536件（前年比+145件）と増えており、飲酒運転撲滅には程遠い状況となっています。

飲酒運転は、運転させる側にも罰則があります。一人一人が、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、迷わず110番通報しましょう。

飲酒する場合は、体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



問い合わせ先

生活安全課生活安全担当

☎ (580) 1897